

報告第 2 0 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
1	平成30年7月6日	87,650円	足立区保木 間在住者	平成27年4月から平成27年8月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
2	平成30年7月6日	62,892円	足立区西保 木間在住者	平成29年5月から平成29年8月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
3	平成30年7月6日	8,350円	足立区江北 在住者	平成29年5月の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。

4	平成30年7月17日	232,157円	足立区千住 桜木在住者	平成27年11月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
5	平成30年7月20日	165,000円	足立区足立 在住者	平成27年8月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
6	平成30年7月20日	60,000円	足立区西綾 瀬在住者	平成28年10月から平成29年1月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
7	平成30年7月20日	138,037円	足立区中川 在住者	平成28年5月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
8	平成30年7月20日	99,462円	足立区神明 南在住者	平成28年10月から平成29年1月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、

				不足分相当額の損害を与えた。
9	平成30年7月27日	210,987円	足立区伊興 在住者	平成28年12月から平成29年6月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
10	平成30年7月27日	3,914円	足立区竹の 塚在住者	平成28年8月から平成29年6月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
11	平成30年7月27日	76,886円	足立区保木 間在住者	平成28年8月から平成28年12月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
12	平成30年8月3日	45,000円	足立区伊興 在住者	平成28年4月から平成28年12月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
13	平成30年8月3日	35,000円	足立区伊興 在住者	平成28年4月から平成28年10月までの間

				の生活保護の額を過 少に算定した結果、 不足分相当額の損害 を与えた。
14	平成30年8月5日	902,000円	足立区六木 在住者	平成22年4月から平 成29年2月までの間 の生活保護の額を過 少に算定した結果、 不足分相当額の損害 を与えた。